

第6章 子ども・子育て支援事業

第1節 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。また、提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

2. 本市における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本市は地理的・距離的に東西の区域が狭い（市域東西距離 3.8 km、主要駅間距離 2.4 km）ことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を除く各事業で市全域を提供区域とします。

なお、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、現状、各小学校で開設しており、主な利用者である低学年の児童が一人で移動可能な範囲を区域設定とする必要があるため、小学校区単位を設定します。

<教育・保育提供区域>

市全域

<地域子ども・子育て支援事業の提供区域>

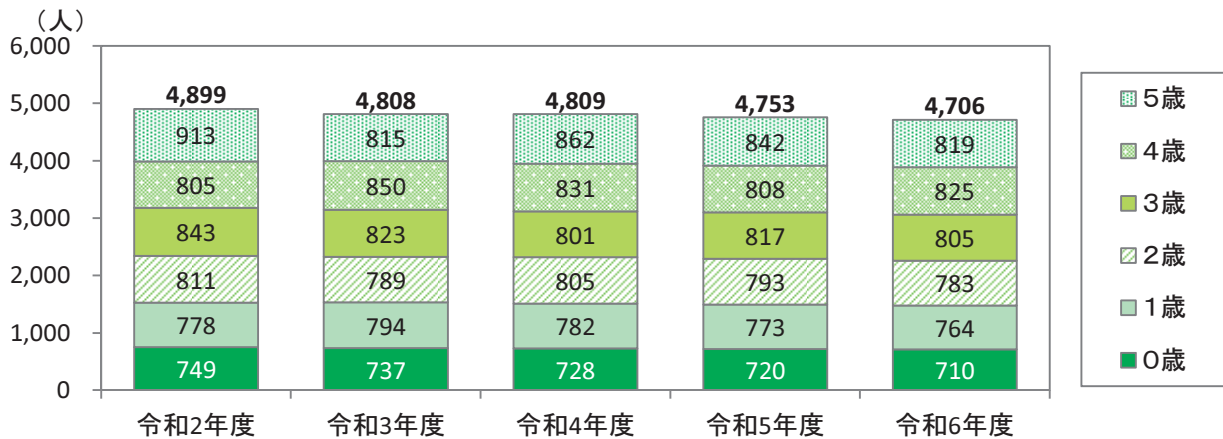
事業	提供区域
利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）	市全域
地域子育て支援拠点事業	市全域
妊婦健康診査	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	市全域
養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	市全域
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
一時預かり事業	市全域
時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
病児・病後児保育事業	市全域
放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	10 小学校区

第2節 児童人口の推計

1. 就学前児童の人口推計

本市の就学前児童の将来人口については、減少傾向が見込まれています。年齢が下がるにつれて、人口が少ない傾向がみられます。

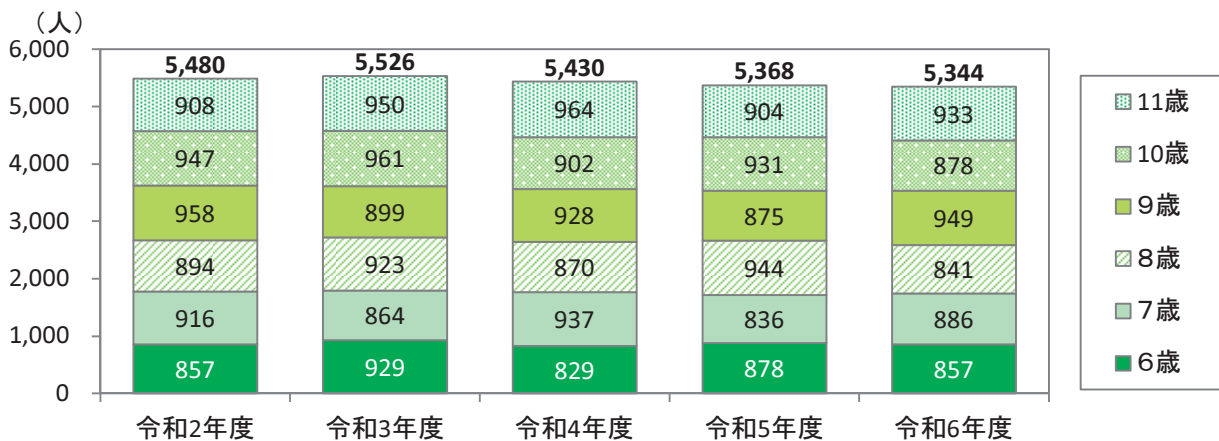
図表 年齢別・就学前児童数の推計



2. 就学児童の人口推計

本市の就学児童の将来人口については、減少傾向が見込まれています。就学前児童の人口推計と併せてみると、令和2年度時点の5歳児人口については913人が、令和3年度の6歳児人口では929人となり、年々増えていくというように、学齢によっては増加傾向が予測されます。

図表 年齢別・就学児童数の推計



第3節 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

1. 子どものための教育・保育給付について

平成27年度に開始した子ども・子育て支援新制度では幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

子どものための教育・保育給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケース（確認を受けない幼稚園）もあります。

②地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類です。

認可 定員	19人以下 6人以上	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育
	5人以下 1人以上	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		事業主体： 事業者等
保育の 実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）

2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

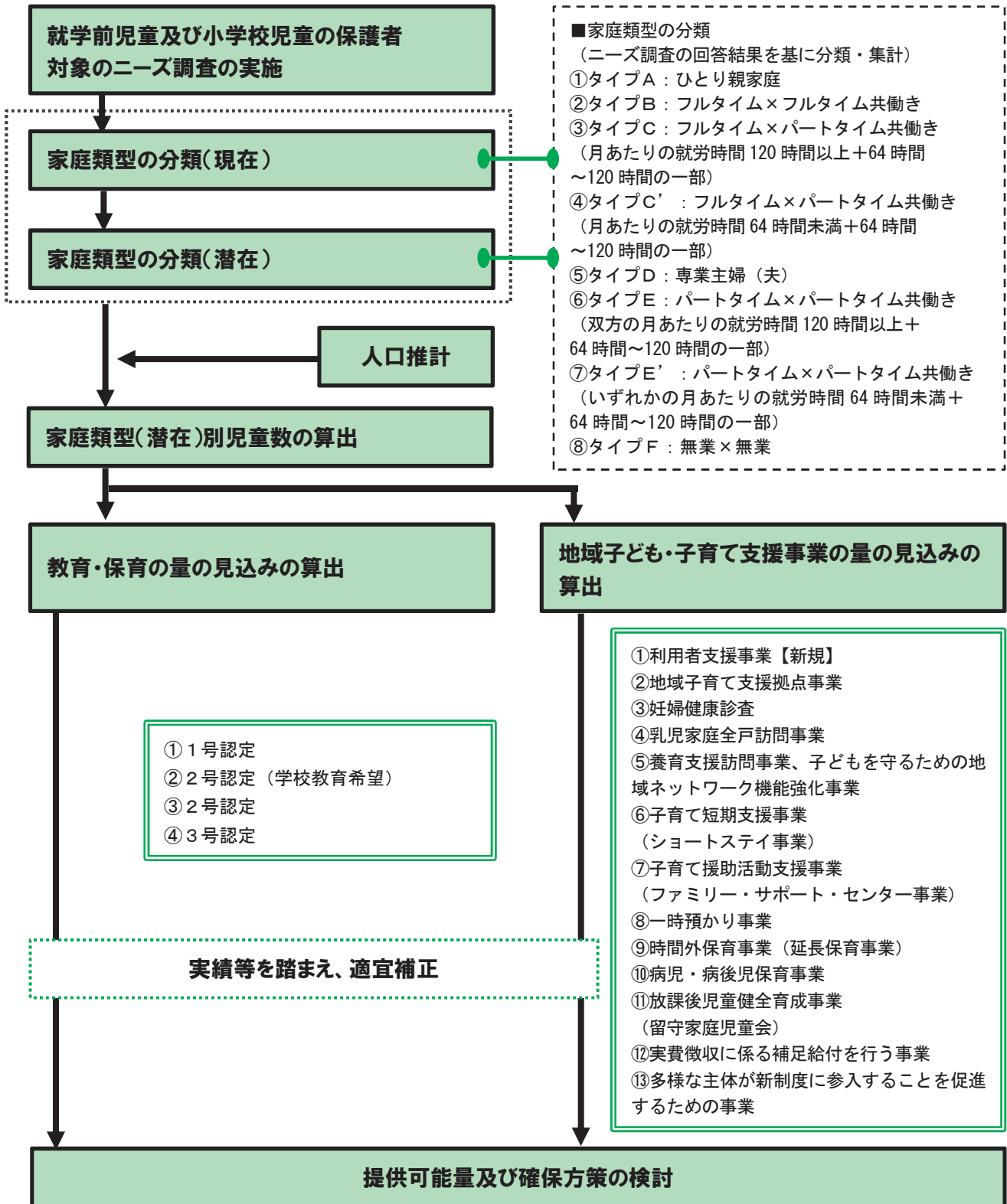
認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

3. 量の見込み設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童および小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査（池田市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査）の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」及び本市の利用実績等を踏まえて算出しました。

<量の見込み算出の流れ>



4. 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）は、子育て安心プランに基づく女性就業率の増加への対応を図るとともに、過去の実績の伸び等を踏まえて算出しています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 幼稚園、認定こども園（1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が高い利用者）

<事業内容>

- 保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（通常の就園時間を超えて、利用希望がある児童を含む）
- 3～5歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	1号認定	1,412	1,244	1,132	1,085	1,037	1,012
	2号認定 (教育ニーズが高い)		165	162	161	160	158
	計	1,412	1,409	1,294	1,246	1,197	1,170
② 確保の内容 (定員・人)	幼稚園 (特定教育・保育施設)	644	425	90	90	90	90
	確認を受けない幼稚園	695	485	485	485	485	485
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	623	939	1,046	1,055	1,055	1,055
	計	1,962	1,849	1,621	1,630	1,630	1,630
差②－①		550	440	327	384	433	460

<量の確保方策>

- ニーズ量に対して受入体制は確保されています。
- 2号認定のうち、教育ニーズの高い方のニーズに対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により、受入体制は確保されています。

【令和2年度】

- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 幼保連携型認定こども園の定員変更を行います。

【令和3年度以降】

- 幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行します。
- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 認定こども園の定員変更を行います。



(2) 保育所、認定こども園（前記以外の2号認定）

<事業内容>

- 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
- 3～5歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	938	1,121	1,194	1,248	1,270	1,279	
②確保の内容 （定員・人）	認定こども園 （特定教育・保育施設）	355	582	715	793	793	819
	保育所 （特定教育・保育施設）	541	474	434	380	380	460
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	15	0	0	0	0
	計	896	1,071	1,149	1,173	1,173	1,279
差②－①	▲42	▲50	▲45	▲75	▲97	0	

<量の確保方策>

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

【令和2年度】

- 小規模保育事業が認可保育所に移行します。
- 幼稚園において待機児童を対象とする一時預かり事業を実施します。
- 保育所、幼保連携型認定こども園の定員の変更を行います。

【令和3年度以降】

- 幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行します。
- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 保育所、認定こども園の定員の変更を行います。
- 既存幼稚園の認定こども園化の意向を踏まえた上で、保育所、認定こども園の整備等を行います。

(3) 保育所、認定こども園、小規模保育所等（3号認定）

<事業内容>

- 保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
- 0～2歳児対象

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
0 歳児	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	145	131	136	140	138	136	
	②確保の内容(定員・人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)	57	81	81	93	93	93
		保育所 (特定教育・保育施設)	103	82	82	72	72	72
		地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
		認可外保育施設	10	10	10	10	10	10
		計	176	179	179	181	181	181
	差②-①	31	48	43	41	43	45	
1・2 歳児	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	677	765	789	818	807	798	
	②確保の内容(定員・人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)	184	260	260	306	306	346
		保育所 (特定教育・保育施設)	365	331	311	275	275	335
		地域型保育事業	29	29	29	29	29	67
		認可外保育施設	20	50	50	50	50	50
		計	598	670	650	660	660	798
	差②-①	▲79	▲95	▲139	▲158	▲147	0	
計	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	822	896	925	958	945	934	
	②確保の内容(定員・人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)	241	341	341	399	399	439
		保育所 (特定教育・保育施設)	468	413	393	347	347	407
		地域型保育事業	35	35	35	35	35	73
		認可外保育施設	30	60	60	60	60	60
		計	774	849	829	841	841	979
	差②-①	▲48	▲47	▲96	▲117	▲104	45	

<量の確保方策>

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受入体制を確保します。

【令和2年度】

- 小規模保育事業が認可保育所に移行します。
- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 待機児童解消を目的とする認可外保育施設を設置します。
- 保育所、幼保連携型認定こども園の定員の変更を行います。

【令和3年度以降】

- 保育所が幼保連携型認定こども園に移行します。
- 保育所、認定こども園の定員の変更を行います。
- 既存幼稚園の認定こども園化の意向を踏まえた上で、保育所、認定こども園、小規模保育事業の整備等を行います。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、子ども・子育て支援新制度未移行（確認を受けない）幼稚園の利用、保育の必要性がある場合の認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付方法は、子ども・子育て支援新制度未移行（確認を受けない）幼稚園の利用の場合は減免の取扱いとし、その他の施設の利用の場合は償還払い（キャッシュバック）としており、保護者に対する情報提供などを通して、円滑な実施の確保に努めます。

また、本市がこの給付の対象施設であることを確認するにあたり、大阪府と適宜、運営状況の情報共有などの連携に努めます。



■ 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。本事業は、支援法で下記に示す13事業が定められ、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。

- ①利用者支援事業（基本型，特定型，母子保健型）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）利用者支援事業

<事業内容>

- 子どもやその保護者の身近な場所で、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの

特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するもの

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(か所)	3	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1
②確保の内容(か所)	3	3	3	3	3	3
基本型	1	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1

<確保の方策>

- 基本型・特定型・母子保健型の質の向上、連携の強化を図り、子育て家庭のさまざまな相談に対応できるよう必要な人員の確保・専門職員の配置等、体制の整備に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

- 概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み(利用延人員)	40,016	46,020	45,666	45,567	44,996	44,426	
②確保の内容	受入可能延人員	40,016	46,020	45,666	45,567	44,996	44,426
	実施か所数	4	4	5	5	5	5
差②-①		0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 現在の事業を継続することで、見込み量を確保します。
- 利便性の向上により利用促進を図るため、施設の新設や適正な配置、事業のあり方について検討し、計画期間内に実施施設を1か所増やすことをめざします。

(3) 妊婦健康診査

<事業内容>

- 妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図る事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（健診受診延人員）	8,776	10,486	10,318	10,192	10,080	9,940
②確保の内容（健診受診延人員）	8,776	10,486	10,318	10,192	10,080	9,940
差②-①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 国が示す「望ましい基準」の妊婦健康診査が受けられるよう、助成を継続し、経済的負担の軽減を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容>

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（訪問対象児童数）	756	749	737	728	720	710
②確保の内容（訪問対象児童数）	662	749	737	728	720	710
差②-①	▲94	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 出生児すべてを訪問できるよう、出生児連絡票（こんにちは赤ちゃん訪問依頼票）の提出について周知するとともに、総合窓口課と連携し、出生連絡票の回収に努めます。
- 出生連絡票の提出がない場合は、保健師が電話や直接訪問等を行い、出生児のいるすべての家庭への訪問に努めます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク事業強化事業

ア) 養育支援訪問事業

<事業内容>

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問支援者がその居宅を訪問し、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。養育に関する指導、助言等の専門的相談支援は、保健師、保育士等が、育児・家事援助は、ヘルパー等が実施。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（支援対象児童数）	51	65	65	65	65	65
②確保の内容（支援対象児童数）	51	65	65	65	65	65
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

イ) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

<事業内容>

- 要保護児童対象地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関間の強化を図る取組みを実施する事業。

<整備の方策>

- 要保護児童対策地域協議会の代表者・庁内・実務者・運営会議やタイムリーなケース会議の実施により、関係機関の連携強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

<事業内容>

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保育を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（利用児童数×泊）	0	30	30	30	30	30
②確保の内容（利用児童数×泊）	0	30	30	30	30	30
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 引き続き4施設との委託契約を継続するとともに、近隣の新規施設との契約締結など、量の見込みに対応できるよう受入体制の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業内容>

- 概ね生後2か月から小学校4年生までの児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営する事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
就 学 前 児 童	①量の見込み（利用延人員）	1,246	903	903	903	903	903
	②確保の内容（利用延人員）	1,246	903	903	903	903	903
	差②－①	0	0	0	0	0	0
小 学 校 児 童	①量の見込み（利用延人員）	478	531	531	531	531	531
	②確保の内容（利用延人員）	478	531	531	531	531	531
	差②－①	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み（利用延人員）	1,724	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
	②確保の内容（利用延人員）	1,724	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
	差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 提供会員の利便性の向上と受入態勢の拡充のため、事業の周知等により援助会員数の増加を図り、必要な援助活動が行われるよう努めます。

(8) 一時預かり事業

<事業内容>

- 幼稚園在園児を対象にしたもの（幼稚園型）とそれ以外があります。幼稚園型は3～5歳、それ以外は、0～5歳を対象に、理由を問わず一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

ア) 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の 見込み (利用 延人員)	1号認定による利用	60,851	28,879	28,056	28,123	27,819	27,616
	2号認定による利用	18,092	31,131	30,244	30,318	29,989	29,771
	計	78,943	60,010	58,300	58,441	57,808	57,387
② 確保 の 内容	受入可能延人員	78,943	60,010	58,300	58,441	57,808	57,387
	実施か所数（1号）	12	15	15	16	16	16
	実施か所数（2号）	12	15	15	16	16	16
	差②-①	0	0	0	0	0	0
人②-①		0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 幼稚園型は在籍園児が対象であるため、ニーズ量（見込み量）を上回る提供が可能のため、量の見込みと同数とします。

イ) 幼稚園型以外の一時預かり（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり。待機児童解消保育施設における緊急一時預かりを含む。）

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み（利用延人員）	8,386	11,285	11,200	11,201	11,149	11,106	
②確保の 内容	受入可能延人員	8,386	11,285	11,200	11,201	11,149	11,106
	実施か所数	15	15	14	14	14	14
差②-①	0	0	0	0	0	0	

<量の確保方策>

- ニーズ量（見込み量）を上回る提供が可能なことから、量の見込みと同数とします。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業内容>

- 0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み（利用実人員）	1,182	1,218	1,195	1,195	1,181	1,170	
②確保の 内容	受入可能人数	1,182	1,218	1,195	1,195	1,181	1,170
	実施か所数	20	22	21	21	21	21
差②-①	0	0	0	0	0	0	

<量の確保方策>

- 保育所等の利用児童のみが利用する事業であるため、量の確保については利用延人員と同数とします。

(10) 病児・病後児保育事業

<事業内容>

- 病気の回復期に至っていない、あるいは、病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業で、対象は0歳児から小学6年生までです。

また、保育所等の利用児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所等において保健的な対応を行います。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

			平成 30年度 (実績)	実施時期					
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み（利用延人員）			385	432	424	424	419	415	
②確保の内容	病児 対応型	受入可能延人員	490	960	960	960	960	960	
		定員（人）	2	4	4	4	4	4	
		実施か所数	1	1	1	1	1	1	
	病後児 対応型	受入可能延人員	490						
		定員（人）	2						
		実施か所数	1						
	体調不良 児対応型	受入可能延人員	2,945	7,200	6,720	6,720	6,720	6,720	
		実施か所数	13	15	14	14	14	14	
	訪問型	受入可能延人員							
		実施か所数							
	計	受入可能延人員	3,925	8,160	7,680	7,680	7,680	7,680	
		定員（人）	4	4	4	4	4	4	
		実施か所数	15	16	15	15	15	15	
	差②－①			3,540	7,728	7,256	7,256	7,261	7,265

※量の見込みは、病児対応型、病後児対応型の数値です。

<量の確保方策>

- 病児・病後児対応型は一体で実施しているため、確保内容については病児対応型に含みます。

【病児対応型受入可能延人数】

4人×240日＝960人（月～金の年間日数240日と想定）

- 体調不良児対応型は、実施要項により看護師1名につき看護児童は2名程度とされていることから下記のとおりを受入可能延人員とします。平成30年度の数値は実際を受入実績を記載しています。

【体調不良児対応型受入可能延人員】

2人×箇所数×240日（月～金の年間日数240日と想定）

(11) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

<事業内容>

- 就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業。

①池田小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低 学 年 時	①量の見込み（人）	128	144	143	143	154	161
	1年生	47	57	50	56	67	60
	2年生	48	51	52	45	51	60
	3年生	33	36	41	42	36	41
	②確保の内容 定員(人)	128	144	143	143	154	161
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高 学 年 時	①量の見込み（人）	0	37	42	42	43	39
	4年生	0	24	28	26	27	23
	5年生	0	9	10	12	11	11
	6年生	0	4	4	4	5	5
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	27	39
	差②-①	0	▲37	▲42	▲42	▲16	0
計	①量の見込み（人）	128	181	185	185	197	200
	②確保の内容 定員(人)	128	144	143	143	181	200
	差②-①	0	▲37	▲42	▲42	▲16	0

②秦野小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	80	108	107	110	118	123
	1年生	31	40	39	47	49	47
	2年生	23	40	36	34	42	43
	3年生	26	28	32	29	27	33
	②確保の内容 定員(人)	80	108	107	110	118	123
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	21	30	31	31	29
	4年生	0	12	22	20	19	17
	5年生	0	7	5	9	8	8
	6年生	0	2	3	2	4	4
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	19	29
	差②-①	0	▲21	▲30	▲31	▲12	0
計	①量の見込み(人)	80	129	137	141	149	152
	②確保の内容 定員(人)	80	108	107	110	137	152
	差②-①	0	▲21	▲30	▲31	▲12	0

③北豊島小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	55	51	56	69	73	85
	1年生	19	28	24	31	33	39
	2年生	27	12	23	20	25	27
	3年生	9	11	9	18	15	19
	②確保の内容 定員(人)	55	51	56	69	73	85
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	15	15	12	17	16
	4年生	0	11	9	6	12	10
	5年生	0	2	5	4	3	5
	6年生	0	2	1	2	2	1
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	12	16
	差②-①	0	▲15	▲15	▲12	▲5	0
計	①量の見込み(人)	55	66	71	81	90	101
	②確保の内容 定員(人)	55	51	56	69	85	101
	差②-①	0	▲15	▲15	▲12	▲5	0

④呉服小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	79	116	129	120	123	131
	1年生	27	44	44	44	47	52
	2年生	33	52	41	41	41	44
	3年生	19	20	44	35	35	35
	②確保の内容 定員(人)	79	116	129	120	123	131
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	1	24	24	37	37	36
	4年生	0	17	15	28	22	22
	5年生	0	5	7	6	12	9
	6年生	1	2	2	3	3	5
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	22	36
	差②-①	0	▲24	▲24	▲37	▲15	0
計	①量の見込み(人)	80	140	153	157	160	167
	②確保の内容 定員(人)	80	116	129	120	145	167
	差②-①	0	▲24	▲24	▲37	▲15	0

⑤石橋小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	72	74	80	87	90	90
	1年生	34	30	39	38	37	39
	2年生	21	23	25	32	31	30
	3年生	17	21	16	17	22	21
	②確保の内容 定員(人)	72	74	80	87	90	90
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	2	19	26	20	19	21
	4年生	1	13	19	10	11	14
	5年生	1	5	5	8	4	5
	6年生	0	1	2	2	4	2
	②確保の内容 定員(人)	2	0	0	0	11	21
	差②-①	0	▲19	▲26	▲20	▲8	0
計	①量の見込み(人)	74	93	106	107	109	111
	②確保の内容 定員(人)	74	74	80	87	101	111
	差②-①	0	▲19	▲26	▲20	▲8	0

⑥五月丘小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	59	48	45	48	52	55
	1年生	24	20	19	20	23	22
	2年生	18	12	16	15	17	19
	3年生	17	16	10	13	12	14
	②確保の内容 定員(人)	59	48	45	48	52	55
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	1	14	18	12	13	12
	4年生	0	7	13	6	8	8
	5年生	1	5	3	5	3	3
	6年生	0	2	2	1	2	1
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	8	12
	差②-①	0	▲14	▲18	▲12	▲5	0
計	①量の見込み(人)	60	62	63	60	65	67
	②確保の内容 定員(人)	60	48	45	48	60	67
	差②-①	0	▲14	▲18	▲12	▲5	0

⑦石橋南小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	49	37	43	53	59	57
	1年生	22	14	24	26	26	22
	2年生	13	12	11	19	20	21
	3年生	14	11	8	18	13	14
	②確保の内容 定員(人)	49	37	43	53	59	57
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	9	14	10	9	11
	4年生	0	4	10	5	5	8
	5年生	0	4	2	4	2	2
	6年生	0	1	2	1	2	1
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	5	11
	差②-①	0	▲9	▲14	▲10	▲4	0
計	①量の見込み(人)	49	46	57	63	68	68
	②確保の内容 定員(人)	49	37	43	53	64	68
	差②-①	0	▲9	▲14	▲10	▲4	0

⑧緑丘小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	58	73	84	76	74	80
	1年生	14	26	27	24	24	31
	2年生	24	33	28	28	26	26
	3年生	20	14	29	24	24	23
	②確保の内容 定員(人)	58	73	84	76	74	80
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	1	20	17	25	25	25
	4年生	1	13	10	19	15	15
	5年生	0	5	5	4	8	6
	6年生	0	2	2	2	2	4
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	15	25
	差②-①	0	▲20	▲17	▲25	▲10	0
計	①量の見込み(人)	59	93	101	101	99	105
	②確保の内容 定員(人)	59	73	84	76	89	105
	差②-①	0	▲20	▲17	▲25	▲10	0

⑨神田小学校

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低学年時	①量の見込み(人)	68	80	91	94	111	115
	1年生	19	30	34	40	49	41
	2年生	30	37	28	32	37	45
	3年生	19	13	29	22	25	29
	②確保の内容 定員(人)	68	80	91	94	111	115
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み(人)	0	24	19	26	24	26
	4年生	0	17	10	19	14	16
	5年生	0	5	7	4	8	6
	6年生	0	2	2	3	2	4
	②確保の内容 定員(人)	0	0	0	0	14	26
	差②-①	0	▲24	▲19	▲26	▲10	0
計	①量の見込み(人)	68	104	110	120	135	141
	②確保の内容 定員(人)	68	80	91	94	125	141
	差②-①	0	▲24	▲19	▲26	▲10	0

⑩ほそごう学園

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低 学 年 時	①量の見込み(人)	44	51	55	51	48	52
	1年生	17	18	19	17	15	23
	2年生	17	20	17	18	16	14
	3年生	10	13	19	16	17	15
	②確保の内容 定員(人)	44	51	55	51	48	52
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高 学 年 時	①量の見込み(人)	1	16	15	18	17	17
	4年生	0	12	9	12	10	11
	5年生	1	3	5	4	5	4
	6年生	0	1	1	2	2	2
	②確保の内容 定員(人)	1	0	0	0	10	17
	差②-①	0	▲16	▲15	▲18	▲7	0
計	①量の見込み(人)	45	67	70	69	65	69
	②確保の内容 定員(人)	45	51	55	51	58	69
	差②-①	0	▲16	▲15	▲18	▲7	0

〇市全域

<量の見込みと確保の内容>

		平成 30年度 (実績)	実施時期				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
低 学 年 時	①量の見込み(人)	692	782	832	852	902	948
	1年生	254	307	318	344	370	375
	2年生	254	292	277	284	306	329
	3年生	184	183	237	224	226	244
	②確保の内容 定員(人)	692	782	832	852	902	948
	差②-①	0	0	0	0	0	0
高 学 年 時	①量の見込み(人)	6	199	220	233	235	232
	4年生	2	130	145	151	143	144
	5年生	3	50	54	60	64	59
	6年生	1	19	21	22	28	29
	②確保の内容 定員(人)	6	0	0	0	143	232
	差②-①	0	▲199	▲220	▲233	▲92	0
計	①量の見込み(人)	698	981	1,052	1,085	1,137	1,180
	②確保の内容 定員(人)	698	782	832	852	1,045	1,180
	差②-①	0	▲199	▲220	▲233	▲92	0

<量の確保方策>

- 低学年の受入れについては、量の見込みに対応できるよう、余裕教室の活用等について教育委員会と協議を進めます。
- 高学年の受入れについても、余裕教室の活用のほか、施設の創設など方策を幅広く検討し、令和5年度に4年生、令和6年度に5年生、6年生への拡充に努めます。
- 高学年のうち、要配慮児童については、学年の拡充にかかわらず、従来どおり受入れを継続します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<事業内容>

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（支援対象児童数）	5	66	66	66	66	66
②確保の内容（予定）	5	66	66	66	66	66
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 保育所等に入所し、補助対象の児童に対して補助を行うため、量の見込みと同数とします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<事業内容>

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

○市全域

<量の見込みと確保の内容>

	平成 30年度 (実績)	実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（巡回支援施設数）	4	5	5	5	5	5
②確保の内容（予定）	4	5	5	5	5	5
差②－①	0	0	0	0	0	0

<量の確保方策>

- 巡回が必要な施設については全て対応していきます。

■ 第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期の発達は、連続性を有し、この時期の成長が生涯にわたる人間形成の土台となります。この乳幼児期の教育・保育における育ちと学びが基盤となり、義務教育へ繋がるよう、質の高い教育・保育をめざします。

1. 幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方

保護者の就労状況等に関わらず、就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行・設置については、利用者のニーズ等を考慮し、進めていきます。

2. 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援

専門性を高め、質の高い教育・保育を提供するために、公立・私立のすべての教育・保育施設の保育者、また、すべての職員を対象に研修を行い、人材の育成に努めます。

(研修内容：人権教育、教育課程、こども理解、支援教育、子育て支援、虐待、コミュニケーションスキルやマナー等、本市の課題に沿ったもの)

管理職・施設長に向けた研修も行い、マネジメント能力、コーチング能力等、求められる資質の向上をめざします。

3. 保育者の確保における支援

質の高い教育・保育の担い手が確保できるよう、既存制度を活用する、市独自の制度をつくるなど、保育者の処遇改善に努めます。

4. 教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策

子どもの育ちと学びを繋げるため、乳幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続を進めます。

☆教育・保育施設の保育の公開、小・義務教育学校等との合同研修会を実施します。

☆幼児教育における幼小接続の担当者を中心に、乳幼児期の教育・保育から小・中学校教育への円滑な連携・接続を行うための取組みを推進します。

☆幼児教育と小学校教育との接続期のカリキュラムづくりを進め、子どもの育ちや連続性を意識した教育・保育を行います。

5. 市内全教育・保育施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策

様々な今日的課題や問題等への早期対応・予防のために、他機関と連携しながら、対応していきます。また、「子ども・子育て支援法」や教育・保育施設における子育て支援の役割により、地域を含めた家庭の教育力や子育て力を向上させるための支援を行います。

☆教育・保育施設の保育ソーシャルワーク力の向上、他機関連携の体制づくりを進めます。

☆児童虐待の防止や子どもの貧困対策の推進に努めます。

☆他機関連携による情報の共有、ワンストップ体制の構築をめざします。

☆市内全教育・保育施設に保育カウンセリングや保育ソーシャルワークの考え方を導入し、子ども・保護者(家庭)・地域・職員支援を推進します。